

4月から 市の高齢者福祉 サービスのお知らせ

糸島市の高齢者福祉サービスは、糸島市が年度途中で合併したことにより、3月まで、それぞれの市町が行っていたサービスを引き継いできました。しかし4月からは、糸島市として統一したサービスを行うこととなります。市が提供するサービス内容は、次のとおりです。これらは、市内に居住するおおむね65歳以上の高齢者が対象となります。利用回数や負担金など、詳しくは、気軽にお尋ねください。

配食サービス事業



ひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯の安否確認を兼ねて、栄養バランスの取れた弁当を届けます。

サービス内容

【負担金】1食450円
【利用可能日】毎日、昼食・夕食（1月1日から3日までを除く）

介護用品給付サービス事業

在宅の寝たきり高齢者な

どに紙おむつの現物を給付します。（委託業者が配達）

サービス内容

【介護基準】

要介護1以上
【給付限度額】



介護保険料

第1～3段階

……………4000円（月額）

介護保険料第4段階

……………2000円（月額）

軽度生活援助事業

在宅での自立した生活の継続を可能にし、要介護・要支援状態への進行や悪化を

生活管理指導員派遣事業

基本的生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、社会的適応が困難な高齢者に対して、日常生活に関する指導・支援を行います。要介護状態への進行を予防します。



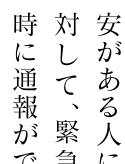
サービス内容

【負担金】1時間229円

【利用回数】週1回1時間以内

緊急通報装置貸与事業

ひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯で健康に不安がある人に



サービス内容

【負担金】生計中心者の所得税額により決定します

移送サービス事業

公共交通機関などの利用が困難な在宅の寝たきり高齢者などを、移送用車両で病院などへ送迎します。

サービス内容

【負担金】1回につき500円から1000円

【利用地域】糸島市、福岡市内および唐津市浜玉町

【利用回数】月2回

生きがい健康づくり デイサービス事業



要介護・要支援状態への進行を予防するため、家に閉じこもりがちな高齢者を市内の施設に送迎し、介護予防のためのレクリエーションなどを行います。

サービス内容

【負担金】1回当たり

入浴あり：700円

入浴なし：600円

【利用回数】週1回

緊急ショートステイ事業

介護保険の認定を受けていない高齢者のお世話をしている人が急な用事などで世話ができないときに、一時的に特別養護老人ホームで預かります。



サービス内容

【負担金】

高齢者への虐待を防ぎましょう

高齢者虐待は、誰にでも起こり得る身近な問題です。虐待を未然に防ぐには、虐待行為の認識や早期発見・早期対応、養護者の負担を軽減する支援がたいせつです。

高齢者虐待防止・養護者支援法

国では高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を定めています。

この法律は、高齢者が尊厳を保ち、生きていけるように、虐待の防止と早期発見・早期対応を図り、養護者の支援を行い、その負担の軽減を図るために定められたものです。

●このような行為が虐待にあたります

法律では、次の5つを虐待行為に挙げています。

【身体的虐待】たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる、ベッドに縛りつけるなど。

【心理的虐待】子ども扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、

無視するなど。

【性的虐待】排せつの失敗などに對して、懲罰的に下半身を裸にし放置するなど。

【経済的虐待】本人のお金を必要な額渡さない、使わせない、本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用するなど。

【介護・世話の放棄・放任】空腹、脱水、栄養失調の状態のままにする、おむつなどを放置する、劣悪な状態や住環境の中に放置するなど。

●虐待に気付いた人は、相談窓口に連絡を

高齢者虐待の発見者は、通報義務が法律で定められています。

早期に発見し、第三者が介入することで、虐待の深刻化を防ぐことができます。虐待に気付いたときは、一人で抱え込んだり、悩んだりせずにご相談してください。

申請の相談・問い合わせ

地域包括支援センター

高齢者の介護や福祉サービスの利用・内容、虐待や養護者の支援の相談窓口です。市の福祉サービスの代行申請も行います。

①糸島市地域包括支援センター

担当校区 ● 波多江・東風・怡土校区

☎（321）0543

②富の里支援センター

担当校区 ● 前原・南風・加布里校区

☎（324）2330

③マイネスハウス支援センター

担当校区 ● 前原南・長糸・雷山校区

☎（329）1501

④仙寿苑支援センター

担当地域 ● 旧二丈町

☎（325）3379

⑤志摩園支援センター

担当地域 ● 旧志摩町

☎（328）2121

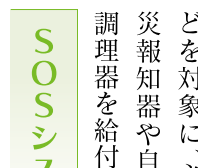
問合わせ

糸島市介護保険課

☎（332）2070



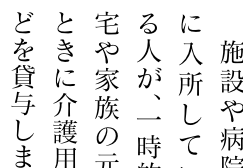
高齢者や障がい者が徘徊などで所在不明になったとき、警察署や市役所、消防本部、県保健福祉事務所などがFAX回線によるネットワークで早期の発見に努めます。



SOSシステム

ひとり暮らしの高齢者などを対象に、必要に応じて火災報知器や自動消火器、電磁調理器を給付します。

日常生活用具給付事業



施設や病院に入所している人が、一時的に自宅や家族の元に帰るときに介護用ベッドなどを貸与します。

特殊寝台等貸与事業

介護保険の住宅改修の対象とならない分を助成します。※ただし、市町村民税非課税世帯が対象です。

訪問理髪サービス事業

寝たきり高齢者などを訪問し理髪を行います。

日常生活用具給付事業

ひとり暮らしの高齢者などを対象に、必要に応じて火災報知器や自動消火器、電磁調理器を給付します。

SOSシステム

高齢者や障がい者が徘徊などで所在不明になったとき、警察署や市役所、消防本部、県保健福祉事務所などがFAX回線によるネットワークで早期の発見に努めます。



徘徊高齢者等位置検索サービス事業

徘徊の症状が見られる高齢者が、徘徊などにより所在不明となるとき、現在位置を検索できるサービスを提供します。

サービス内容

【負担金】1回当たり

検索料金：210円

現場急行料金：10500円など

介護予防住宅改修補助事業



要介護・要支援状態にならないための住宅改修が必要な高齢者に、手すりや入浴補助用具などの設置・改修費用の一部を助成します。※ただし、市町村民税非課税世帯が対象です。

高齢者等住宅改造成事業

介護が必要な高齢者に適した住宅に改造するとき、